

「指 定 短 期 入 居 生 活 介 護」利用契約書
「指定介護予防短期入居生活介護」利用契約書

ショートステイ森の園利用契約書

◆◆ 目 次 ◆◆

第一章 総則

- 第 1 条(契約の目的)
- 第 2 条(契約期間)
- 第 3 条(短期入居生活介護計画等の決定・変更)
- 第 4 条(介護保険給付対象サービス)
- 第 5 条(介護保険給付対象外のサービス)
- 第 6 条(契約期間と利用期間)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第 7 条(サービス利用料金の支払い)
- 第 8 条(利用の中止、変更、追加)
- 第 9 条(利用料金の変更)

第三章 事業者の義務

- 第 10 条(事業者及びサービス従事者の義務)
- 第 11 条(守秘義務等)

第四章 契約者の義務

- 第 12 条(契約者の施設利用上の注意義務等)

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

- 第 13 条(損害賠償責任)
- 第 14 条(損害賠償がなされない場合)
- 第 15 条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第六章 契約の終了

- 第 16 条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
- 第 17 条(契約者からの中途解約)
- 第 18 条(契約者からの契約解除)
- 第 19 条(事業者からの契約解除)
- 第 20 条(精算)

第七章 その他

- 第 21 条(苦情処理)
- 第 22 条(協議事項)

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人愛信会(以下「事業者」という。)は、契約者がショートステイ森の園(以下「事業所」という。)において、事業者から提供される短期入居生活介護又は介護予防短期入居生活介護(以下「短期入居生活介護」という。)サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入居生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する短期入居生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項(以下「短期入居生活介護計画」という。)は、別紙『(サービス利用書)』に定めるとおりとします。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定及び要支援認定等の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (短期入居生活介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入居生活介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、短期入居生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、短期入居生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が変更された場合、もししくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入居生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入居生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入居生活介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、短期入居生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第 5 条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入居生活介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、食材料費、理美容代、その他のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前 2 項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第 2 項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第 6 条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第 2 条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第 2 条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入居生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第 7 条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は要介護度や要支援状態区分等に応じて第 4 条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額)を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定や要支援認定等を受けていない場合及び居宅サービス計画並びに介護予防サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定又は要支援認定後又は居宅サービス計画又は介護予防サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)
- 2 第 5 条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は利用期間中の食事代(日額1,445円)(※朝・昼・夕の実食数にて請求)と滞在費(日額1,231円)及び契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 前 3 項に定めるサービス利用料金は 1 カ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月 20 日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

第 8 条（利用の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、第 6 条に定める利用期間前において、短期入居生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 事業者は、第 1 項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。
- 3 契約者は、第 6 条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。

- 4 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 5 第 3 項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退居する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第 9 条 (利用料金の変更)

- 1 第 7 条第 1 項に定めるサービス利用料金及び第 3 項に定める食事代及び滞在費の自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第 7 条第 2 項及び第 3 項に定めるサービス利用料金(食事代、滞在費の標準自己負担額を除く)については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の 2 か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第 10 条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保及び個々のプロフィールを大切にし、より家庭的な生活を配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調や健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する短期入居生活介護サービスの提供について具体的な内容等を記録、作成し、その完結の日から 5 年間保管し、契約者もしくはその代理人の申出に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 6 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

第 11 条 (守秘義務等)

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入居生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第 12 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 13 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については記録するものとします。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・他の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 16 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定及び要支援認定等により契約者の心身の状況が自立(非該当)と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 17 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の各号に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

第 18 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入居生活介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 20 条（精算）

第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 21 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 22 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

「指定短期入居生活介護」重要事項説明書
「指定介護予防短期入居生活介護」重要事項説明書

ショートステイ森の園重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛媛県指定 第3871000273号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入居生活介護サービス又は指定介護予防短期入居生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援1・2」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

1.事業者	8
2.事業所の概要	8
3.居室の概要	9
4.職員の配置状況	10
5.当事業所が提供するサービスと利用料金	10
6.身元保証人	13
7.苦情の受付について	13

1. 事業者

(1)法 人 名	社会福祉法人 愛信会
(2)法人所在地	愛媛県伊予市森甲440番地1
(3)電話番号	089-982-7474
(4)代表者氏名	理事長 柳 澤 きく子
(5)設立年月	平成13年7月25日

2. 事業所の概要

(1)事業所の種類 指定短期入居生活介護事業所・平成14年5月2日指定
愛媛県3871000273号

指定介護予防短期入居生活介護事業所・平成19年4月1日指定
愛媛県3871000273号

※当事業所は特別養護老人ホーム森の園に併設されています。

- (2)事業所の目的 当事業所は、要介護・要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練(以下「サービスの提供」という。)を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- (3)事業所の名称 ショートステイ森の園
- (4)事業所の所在地 愛媛県伊予市森甲440番地1
- (5)電話番号 089-982-7474
- (6)施設長(管理者)氏名 施設長 柳澤 勘一郎
- (7)当事業所の運営方針 *事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。
- (8)開設年月 平成14年5月2日
- (9)営業日及び営業時間
- | | |
|------|--------------|
| 営業日 | 年中無休 |
| 受付時間 | 8時30分~17時30分 |
- (10)利用定員 20人

3.居室の概要

(1)居室等の概要

当事業所では以下のような設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室(1人部屋)	20 室	従来型個室
合 計	20 室	
食 堂	2 室	
機能訓練室	2 室	エアーマッサージチェア・平行棒他
浴 室	2 室	機械浴・特殊浴槽
医 務 室	1 室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定(介護予防)短期入居生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更…ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項…全室個室・トイレ・洗面台・タンス・ベッド・床頭台 完備

(2)利用にあたって別途利用料金をご負担いただく居住費、施設・設備

滞在費(従来型個室)	1,231円
------------	--------

※上記は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金

をご負担いただきます。

4.職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定(介護予防)短期入居生活介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種及び員数		生活相談員		介護職員		看護職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
介護老人福祉施設等 従業人数	常勤(人) 非常勤(人)			2		34	1 3
						4	
常勤換算後の人数(人)		1.0		23.1		3.1	
短期入所生活介護 等従業人数	常勤(人) 非常勤(人)			2		33	3
						4	
常勤換算後の人数(人)		0.8		8.8		0.6	
従業者の職種及び員数		医師	管理栄養士	機能訓練指導員	調理員その他の従業者	介護支援専門員	事務員
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
介護老人福祉施設 等従業人数	常勤(人) 非常勤(人)			1	1		2 1
		1				委託	
短期入所生活介護 等従業人数	常勤(人) 非常勤(人)			1	1		1
		1				委託	

※本体施設の入所定員は50人、(介護予防)短期入所生活介護施設の定員は、20人とする。

※従業者の員数の算定に係る利用者は前年度(又は直近6ヶ月)の平均値とする。

※夜間は、介護職員又は看護職員4名、宿直員1名とする。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制														
1. 医師	毎週水曜日 13:30~16:30														
2. 介護職員・看護職員 機能訓練指導員	<p>標準的な時間帯における最低配置人員</p> <table border="0"> <tr> <td>早出①… 7:00~16:00</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>早出②… 7:30~16:30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日勤①… 8:00~17:00</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>日勤②… 8:30~17:30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遅出①… 9:30~18:30</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>遅出②… 10:00~19:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜勤 …17:00~10:00</td> <td>1名</td> </tr> </table> <p>計4名</p> <p>※各ユニット</p>	早出①… 7:00~16:00	1名	早出②… 7:30~16:30		日勤①… 8:00~17:00	1名	日勤②… 8:30~17:30		遅出①… 9:30~18:30	1名	遅出②… 10:00~19:00		夜勤 …17:00~10:00	1名
早出①… 7:00~16:00	1名														
早出②… 7:30~16:30															
日勤①… 8:00~17:00	1名														
日勤②… 8:30~17:30															
遅出①… 9:30~18:30	1名														
遅出②… 10:00~19:00															
夜勤 …17:00~10:00	1名														

5.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照) *

以下のサービスについては、滞在費・食費を除き介護保険負担割合証に記載された割合を差引いた額が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事 … 当事業所では、管理栄養士(栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。また、ご契約者の自立支

援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 8:00~9:00 昼食 12:00~13:00 夕食 17:30~18:30

- ③入浴 … 入浴又は清拭を週2回以上行います。ご希望に応じ(月~土)いつでもご利用いただけます。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ④排泄 … 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑤機能訓練 … 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑥その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

< サービス利用料金 (1日あたり) > (契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額:介護保険負担割合証に記載された割合)と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

・要介護と認定された方

1.ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護度1 6,030円	要介護度2 6,720円	要介護度3 7,450円	要介護度4 8,150円	要介護度5 8,840円
2.看護体制加算Ⅰ・Ⅲ※1		Ⅰ 40円 (Ⅲ 120円)			
3.看護体制加算Ⅱ・Ⅳ※2		Ⅱ 80円 (Ⅳ 230円)			
4.夜勤職員配置加算			130円		
5.サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※3 (Ⅱ)※4			220円 (Ⅱ 180円)		
6.合計(1+2+3+4+5)	6,550円	7,190円	7,920円	8,620円	9,310円
7.介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(6×14%)※5	917円	1006円	1108円	1206円	1303円
8.うち、介護保険から給付される金額	6,721円	7,377円	8,126円	8,844円	9,552円
9.サービス利用に係る自己負担金 (6+7-8)	746円	819円	902円	982円	1061円
10.居室に係る自己負担額			1,231円		
11.食費に係る自己負担額			1,445円		
12.自己負担額合計 (9+10+11)	3,422円	3,505円	3,578円	3,658円	3,737円

※ 短期入居生活介護送迎加算【片道】 184円…(事業者の通常の送迎の実施地域は、伊予市・伊予郡松前町・松山市(旧松山)地域とします)、療養食加算 8円/回他、体制等による加算料金等については、別紙利用料金表によるものとする。

※1 常勤の正看護師を1名以上配置した場合。Ⅲについては要介護3以上の利用者の割合が100分の70以上。

※2 在宅主治医・嘱託医等と連携し、24時間オンコール体制を確保しています。Ⅳについては要介護3以上の利用者の割合が100分の70以上。

※3 介護福祉士80%以上・勤続10年以上介護福祉士35%以上のいずれかに該当

※4 介護福祉士60%以上

※5 1月における総利用単価数に14%を乗じた額。

・要支援と認定された方

	要支援 1	要支援 2
1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	4,510 円	5,610 円
2.サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※1(Ⅱ)※2	220 円 (Ⅱ 180 円)	
3.合計(1+2)	4,730 円	5,830 円
4.介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (3×14%)※3	662 円	816 円
5.うち、介護保険から給付される金額	4,853 円	5,982 円
6.サービス利用に係る自己負担金(3+4-5)	539 円	664 円
7.居室に係る自己負担額		1,231 円
8.食費に係る自己負担額		1,445 円
9.自己負担額合計(6+7+8)	3,215 円	3,340 円

※ 短期入居生活介護送迎加算【片道】 184 円…(事業者の通常の送迎の実施地域は、伊予市・伊予郡松前町・松山市(旧松山)地域とします)、療養食加算 8 円/回(介護保険適用時)他、体制等による加算料金については、別紙利用料金表によるものとする。

※1 介護福祉士 80%以上・勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上のいずれかに該当

※2 介護福祉士 60%以上

※3 1 月における総利用単価数に 14%を乗じた額。

※その他介護給付サービス加算…緊急短期入所受入加算 90 円/日

☆ご契約者がまだ要介護・要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護・要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。(上記利用料金は 1 割負担の場合で計算されたものであり、2 割負担や 3 割負担の方についてはそれぞれ 2 倍 3 倍の料金となります。)

☆ 小数点以下について、端数の処理により多少の前後がありますのでご了承ください。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

◇当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、滞在費・食費の負担が軽減されます。(食費については朝食 406 円・昼食 450 円・夕食 589 円の実食数にて請求)

対象者	区分	滞在費	食費
生活保護受給者			
老齢福祉年金受給者	利用者負担段階 1	380 円/日	300 円/日
課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万 9 千円以下の方	利用者負担段階 2	480 円/日	600 円/日
市町村民税非課税世帯全員が	利用者負担段階 3(1) 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万 9 千円を超え 120 万円以下の方など	880 円/日	1,000 円/日
	利用者負担段階 3(2) 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方など	880 円/日	1,300 円/日
上記以外の方	利用者負担段階 4	1,231 円/日	1,445 円/日

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第 5 条、第 7 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。詳細は、別紙利用料金表によるものとする。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事（お酒を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② その他日常生活に要する費用

生活費（教養娯楽費）	実 費	クラブ活動・各種行事における材料費・写真等
生活費（健康管理費）	実 費	インフルエンザ予防接種等の費用 病院受診代・お薬代
理美容代	1,500 円	月に1回、理美容師の出張による理容・美容サービスをご利用いただけます。
生活費（他の日常生活費）	実 費	各種個人使用品 ※別紙料金表参照

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただく場合があります。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求致します。原則として自動引き落しさせていただきます。又、ご都合にて銀行振り込みをご希望される場合はお申し付け下さい。

6. 身元保証人

身元保証人の主な責任は以下のとおりです。

① 事業者に対する経済的債務

② 入院等に関する手続き、費用負担

③ ご契約者が死亡した場合のご遺体及び残置物のお引受け等

④ 面談、その他ご利用者に関して必要と思われる事項

※身元保証人が役割を果たせなくなった場合には、新たな身元保証人を立てて頂きます。

7. 苦情の受付について(契約書第21条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 施設長 柳澤 勘一郎

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 生活相談員 井川 徹

○受付時間 毎日 24時間

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊予市役所介護保険担当課 伊予市米湊820 /TEL 089-982-1111 FAX 089-983-3681

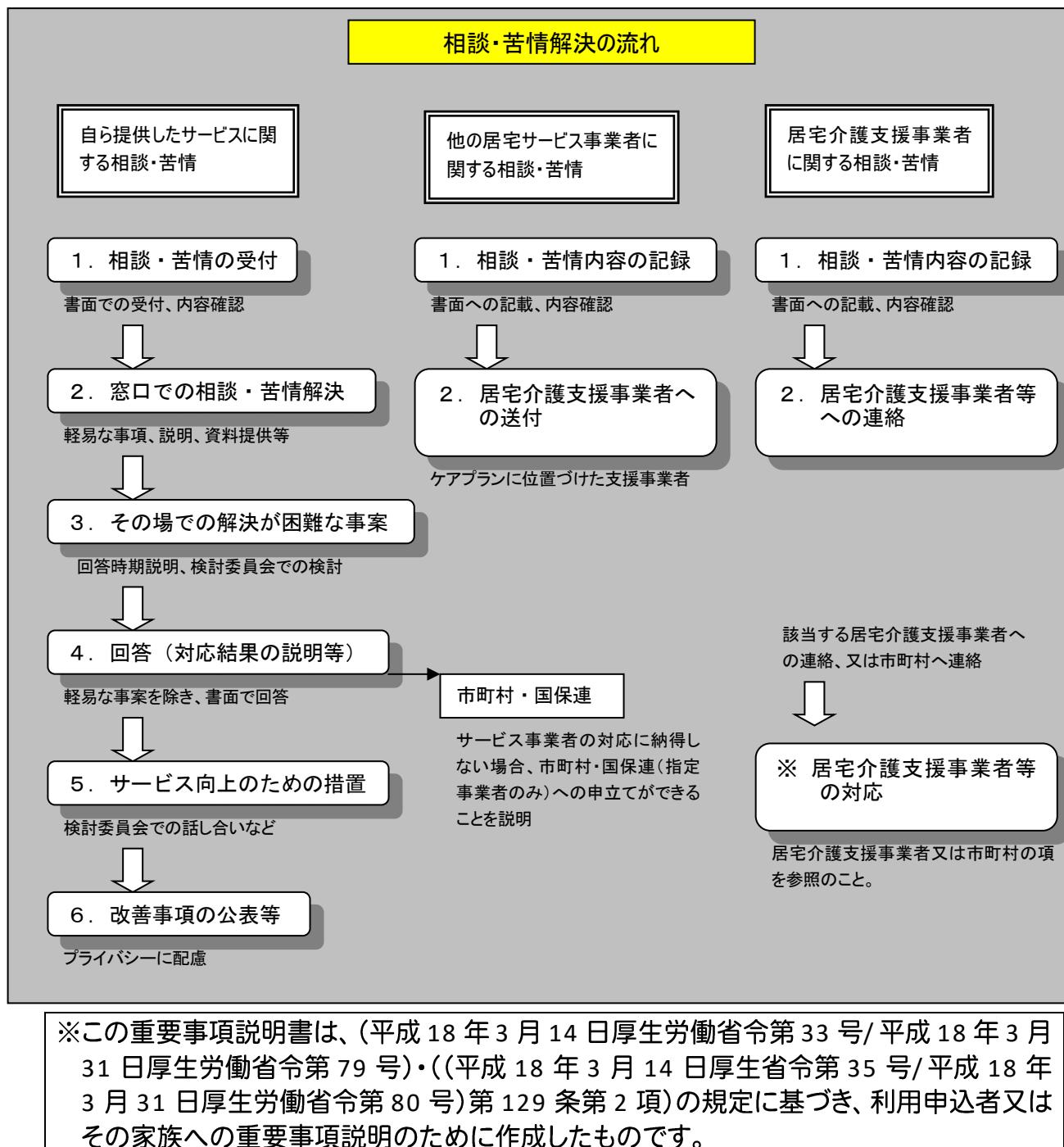
松前町役場介護保険担当課 伊予郡松前町筒井631 /TEL 089-985-4115 FAX 089-984-8951

松山市役所介護保険担当課 松山市二番町四丁目7番地2 /TEL 089-948-6949・089-948-6593

国民健康保険団体連合会 松山市高岡町101-1 /TEL 089-968-8800 FAX 089-965-3800

愛媛県社会福祉協議会(救急委員会) 松山市持田町三丁目8-15 /TEL 089-998-3477 FAX 089-921-8939

【居宅サービス事業者・介護保険施設の相談・苦情解決の流れ】



※この重要事項説明書は、(平成18年3月14日厚生労働省令第33号/平成18年3月31日厚生労働省令第79号)・((平成18年3月14日厚生省令第35号/平成18年3月31日厚生労働省令第80号)第129条第2項)の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1.事業所の概要

- (1)建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階
(2)建物の延べ床面積 5,806.55m²
(3)事業所の周辺環境 *当施設は、周囲を田畠に囲まれ、西側には伊予灘が望める等、見晴らしの良い景色、静かな自然の中になります。

2.職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主にご契約者の健康管理や服薬管理・療養上の世話等を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

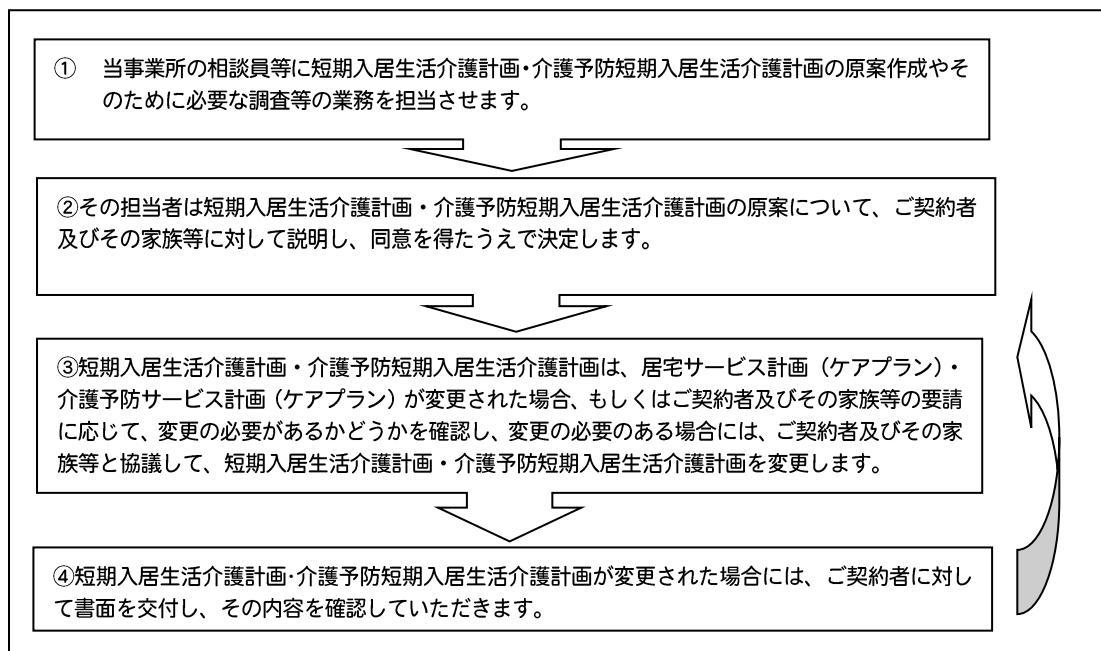
機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

管理栄養士…ご契約者の給食献立及び給食を行います。

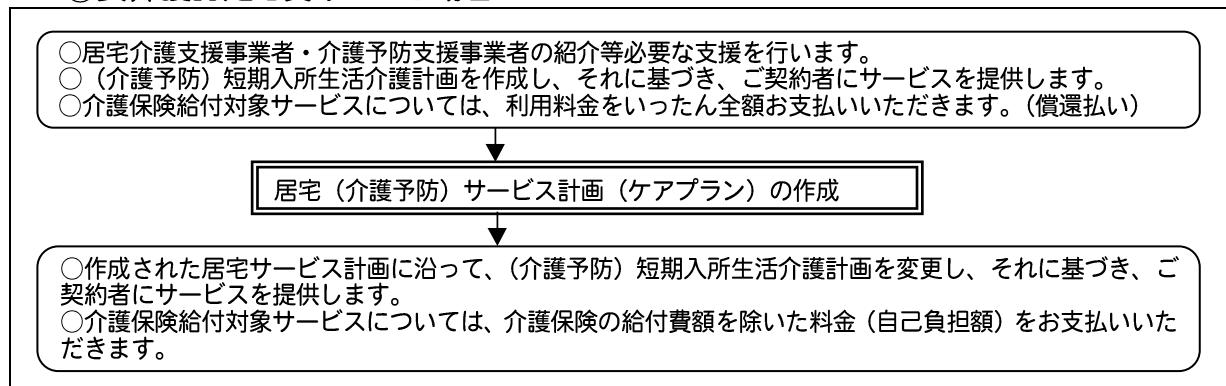
3.契約締結からサービス提供までの流れ

- (1)ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」「介護予防サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容をふまえ、契約締結後に作成する「短期入居生活介護計画」「介護予防短期入居生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

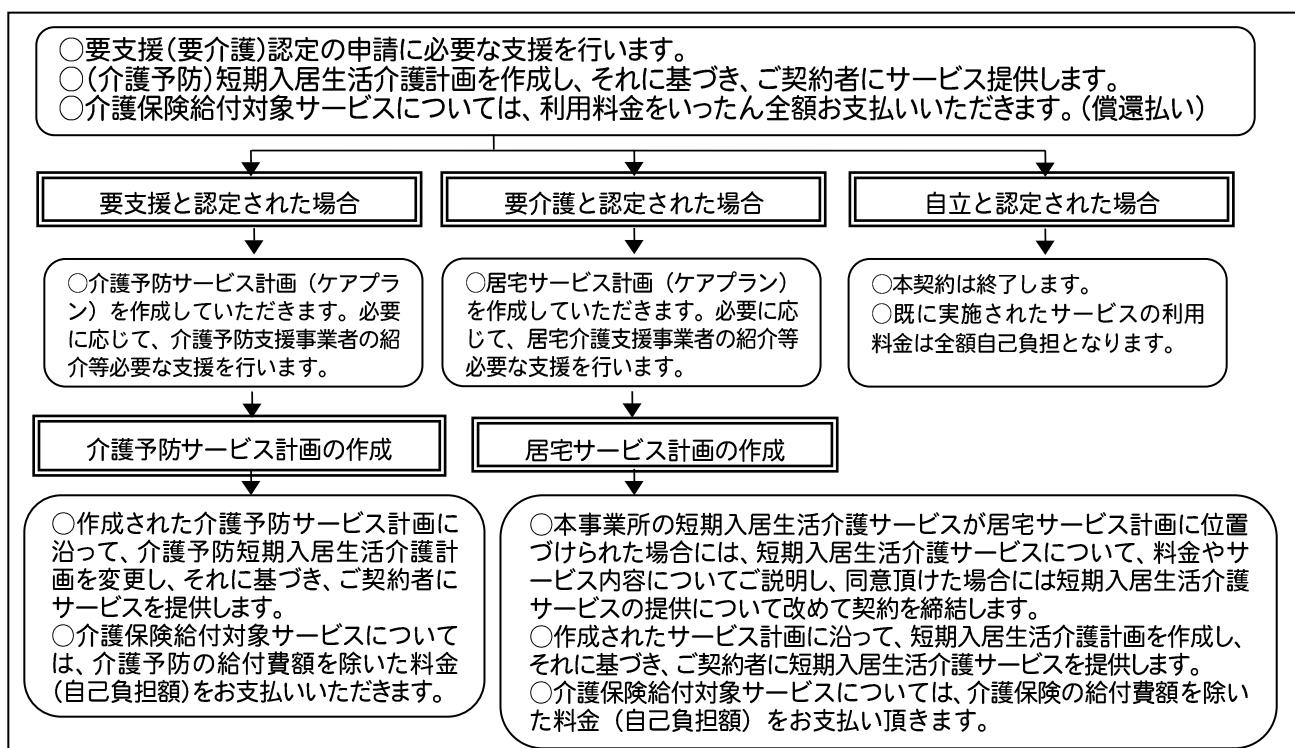


(2)ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4.サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全、確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて具体的な内容等を記録・作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の申出に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

- ⑥ 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者的心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5.サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)持ち込みの制限

利用にあたり、日常生活に必要なもの以外は原則として持ち込むことができません。

(2)面会

面会時間 8：30～20：00

来訪者は、必ずその都度、事務所にて面会簿の記入をお願いいたします。

なお、来訪される場合、危険物の持ち込みはご遠慮ください。

(3)施設・設備の使用上の注意(契約書第12条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわざかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行ふことはできません。

(4)喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(5)サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

①嘱託医

医療機関の名称	友澤外科（友澤 哲男）
所在地	伊予郡松前町北黒田 173-1
診療科	外科

②協力医療機関

医療機関の名称	医療法人誠志会 砥部病院
所在地	伊予郡砥部町麻生 40 番地 1
診療科	内科・脳神経外科・心療内科 眼科・整形外科・皮膚科など

③協力医療機関

医療機関の名称	医療法人尚温会 伊予病院
所在地	伊予市八倉 906 番地 5
診療科	内科・循環器内科・リハビリテーション科・麻酔科など

④協力歯科医療機関

医療機関の名称	新歯科
所在地	伊予市米湊安広 821-9

6.医療的ケアの取り組みについて

当施設では厚生労働省の通知「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取り扱いについて」(平成 22 年 4 月 1 日医政発 0401 第 17 号厚生労働省医政局長通知)を受け、利用者様に対する以下の一部の行為を配置医、看護職員指示の下、看護職員と介護職員が共同して実施する方針としております。これらのケアは、特別養護老人ホームにおける他の医療的なケアと比べ、医療関係者との連携・協働の下では相対的に危険性が低いとされており、また、施設内においても介護職員への研修体制の整備、配置医による看護職員・介護職員への指導実施、「医療的ケア連携委員会」において実施状況の把握や研修内容の見直しを定期的に行うなど、利用者様の安全確保に向けて最善を尽くしてまいります。

看護職員と介護職員が協働して実施するケアの範囲は以下のとおりです。

- ① 口腔内（咽頭の手前まで）のたんの吸引
- ② 胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）

7.損害賠償について(契約書第 13 条、第 14 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8.サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護(要支援)認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第17条、第18条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、次の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」「介護予防サービス(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める(介護予防)短期入居生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第19条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3)契約の終了に伴う援助(契約書第16条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

個人情報に関する基本方針

社会福祉法人 愛信会（以下、「法人」という）は、利用者の方々に対する個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの大変な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令その他の関係法令及び厚生省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得・管理・利用・開示・委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供に当たり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい・滅失またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話089-982-7474）までお問い合わせください。

4. 苦情の対応

法人は、本人が自己の個人情報に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する基本方針は、当法人の掲示板に掲示するとともに、要望に応じて紙面にて、公表いたします。

社会福祉法人 愛信会
理事長 柳澤 きく子
高齢者総合福祉施設 森の園
施設長 柳澤 勘一郎

個人情報の利用目的

社会福祉法人 愛信会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者又はご家族の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ①施設が提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料
- ・施設等において行われる学生等の実習への協力
- ・施設において行われる事例研究等
- ・居室の名札、投薬袋、機関紙や行事等の掲示物など、施設での生活に必要な最小限のもの

2. 他の事業所への情報提供に係る利用目的

施設の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人及び利用者の家族の同意を得ることなく、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

社会福祉法人 愛信会
理事長 柳澤 きく子
高齢者総合福祉施設 森の園
施設長 柳澤 勘一郎

高齢者総合福祉施設森の園 利用にあたっての契約・同意書

本契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

上記事業所の事業を利用するにあたって、下記のことについて事業者より説明を受け、これに同意します。

1. 各事業計画の内容・サービスの概要及び重要事項の説明及び同意
2. サービス利用料金（居室、食事にかかる自己負担を含む）等についての説明及び同意
3. 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者等関係機関との連携を図るなど、正当な理由がある場合の、ご利用者及び家族等の個人情報を用いることについての説明及び同意

令和 年 月 日

契 約 者

(利 用 者)

〈住 所〉 _____

〈氏 名〉 _____

印

身元保証人

(家 族 代 表)

〈住 所〉 _____

続柄

〈氏 名〉 _____

印

身元保証人

〈住 所〉 _____

続柄

〈氏 名〉 _____

印

事 業 者 伊予市森甲440番地1

社会福祉法人 愛信会

理事長 柳澤きく子

印

事 業 所 伊予市森甲440番地1 TEL 089-982-7474

ショートステイ森の園 事業者番号 3871000273

説 明 者 生活相談員 _____

印